

第2編 災害予防計画

第1章 防災体制の整備

実施担当	全課
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、組織動員体制及び装備・資機材の整備を図る。・防災関係機関相互の連携を強化し、総合的な防災体制の確立に努める。

第1節 組織体制等の整備

1. 組織の整備計画

(1) 災害時における組織体制の整備

- ア. 災害対策本部その他の組織について整備するとともに、災害時、有効に機能するように絶えずその改善に努める。
- イ. 防災関係機関は基本法 47 条の規定に基づき、災害を予測もしくは予報し、または災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

(2) 市の動員体制の整備

職員の配備基準、内容については第1章第2節「組織計画」に定めるところによる。職員は、平常時から災害時における自らの役割について習熟に努める。

各部及び関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制（動員計画）及び役割についてあらかじめ定め、また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制の確保に努める。

なお、民生委員等の非常勤の職員については、配備体制によらない行動が行えるよう、事前に取り決めを整備しておく。

第2節 組織計画

実施担当	全部班
計画方針	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災関係機関が一体となった災害応急対策を実施するため、法令及び本防災計画並びに当該各機関の防災に関する計画に基づき、組織体制等についてあらかじめ整備し、防災活動の推進を図る。

1. 防災活動体制

災害時において市民の生命・財産を保護し、市の地域を保全するため、市は原則として有田市災害対策本部条例及び本防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、市長は本部長として市職員を総括して防災の推進を図る。

本部長に事故ある時は、副本部長（副市長、教育長、危機管理監）の順位により指揮をとる。

また、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

このため、市はその組織を整備し、職員の配備体制・所掌事務その他防災活動に必要な事項を定めておくものとし、大綱は概ね次のとおりとする。

なお、本部が設置される前、又は本部が設置されない場合においても、災害発生に備えて十分な配備体制の必要があると認めるときは、災害対策準備室又は災害対策連絡室を設置する。

さらに、大規模広域災害が発生し、市外における応援活動を含む災害応急対策を行うため、特に必要があると認められるときは、市は、災害対策支援本部（仮称）を設置し、市職員を動員する場合に準じた対応を行う。

（1）災害対策準備室

災害による被害が発生するおそれがある場合において、災害対策連絡室を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

ア. 災害対策準備室の組織

室長	危機管理監
副室長	経営管理部長、経済建設部長、消防長
室員	その他危機管理監が必要と認めるもの

イ. 準備室の設置基準

- (ア) 気象業務法に基づく警報等が発令されたとき、若しくは災害の発生のおそれがあるとき。
- (イ) 「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表されたとき。
- (ウ) その他危機管理監が必要と認めたとき。(台風又は線状降水帯等により重大な災害が発生する恐れがあると認められるとき。)

ウ. 準備室の事務分掌

災害対策本部の事務分掌に準じる。

エ. 準備室の閉鎖基準

- (ア) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) 災害対策連絡室が設置されたとき。
- (エ) その他市長が必要なしと認めたとき。

(2) 災害対策連絡室

災害により相当規模の被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

ア. 災害対策連絡室の組織

室長	副市長
副室長	教育長、危機管理監
室員	経営管理部長、市民福祉部長、 経済建設部長、教育次長、議会事務局長、水道事務所長、 消防長

イ. 連絡室の設置基準

- (ア) 小規模な災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき。
- (イ) その他副市長が必要と認めたとき。

ウ. 連絡室の事務分掌

災害対策本部の事務分掌に準じる。

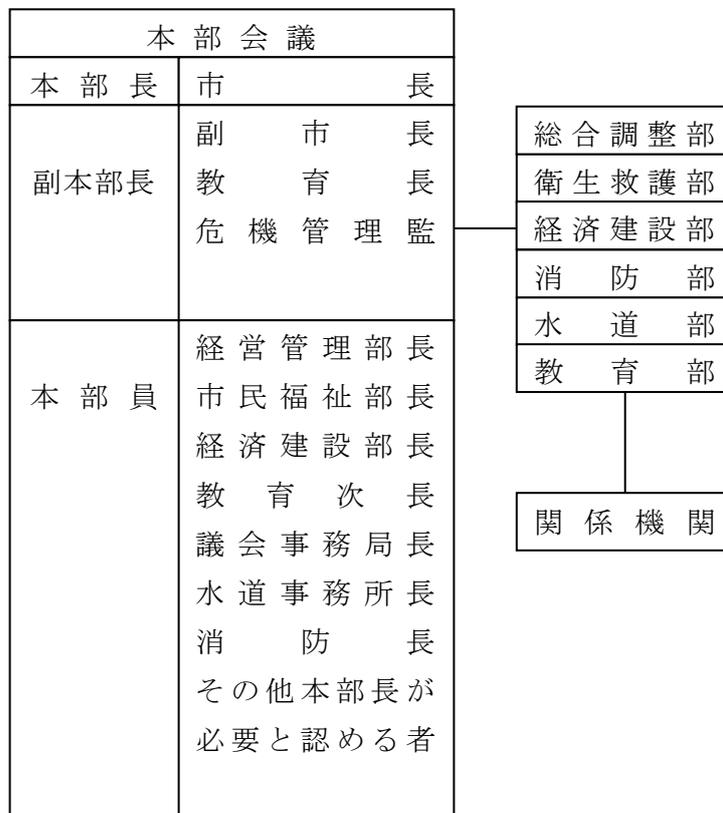
エ. 連絡室の閉鎖基準

- (ア) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) 災害対策本部が設置されたとき。
- (エ) その他市長が必要なしと認めたとき。

(3) 災害対策本部

防災対策の推進を図るため必要と認めるとき、災害対策本部を設置する。

ア. 本部の組織



イ. 本部の設置基準

- (ア) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (イ) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- (ウ) その他市長が必要と認めたとき。

ウ. 本部の閉鎖基準

- (ア) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) その他市長が必要なしと認めたとき。

エ. 本部の設置場所

本部は、有田市役所内に置く。

ただし、災害の規模やその他の状況により本部の移動が必要なときは、他の適当な場所に移動し設置することができる。

この場合、本部長は直ちに関係機関に連絡を行う。

オ. 災害対策本部の設置又は閉鎖通知

本部を設置又は閉鎖したとき若しくは、本部員の動員、配備指令又は解除したときは、直ちにその旨を知事及び関係機関に通知する。

カ. 災害対策本部会議

本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって災害対策の実施方針について協議決定するが、その内容はおおむね次のとおりとする。

なお、本部会議の庶務及び業務の処理は総合調整部本部班が担当する。

- (ア) 災害の予防対策に関すること。
- (イ) 情報の収集分析、伝達に関すること。
- (ウ) 職員の配備体制に関すること。
- (エ) 自衛隊派遣の検討と要請に関すること。
- (オ) 災害救助法の適用申請に関すること。
- (カ) 災害応急対策及び応急復旧に関すること。
- (キ) その他災害に関する重要事項。

(4) 職員の配備体制の基準

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生した場合における防災活動を実施するための職員の配備体制は、次のとおりとする。

ただし、消防部については、別に定めるところによる。

また、配備基準に満たない場合においても、室長又は本部長が必要と認めたときは、各配備を指示する。

なお、各配備体制に基づき配置につく職員以外の職員にあつては、次の体制に円滑に移行できる体制を整え、勤務時間内は自席待機、勤務時間外は自宅待機とする。

ア. 風水害等災害時の配備

配備区分	配備基準	配備内容及び体制
警戒配備	・ 気象業務法に基づく警報が発表されたとき	災害対策準備室を4階会議室に設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理部管理職員及び防災安全課全職員 ・ 経済建設部管理職員、建設課及び都市整備課全職員 ・ 消防長
第一号配備	・ 台風の接近により、厳重な警戒が必要と認められるとき。	災害対策準備室を4階会議室に設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策連絡室員 ・ 経営管理部管理職員及び防災安全課全職員 ・ 経済建設部管理職員、建設課及び都市整備課全職員 ・ その他災害対策連絡室員が必要とする者
第二号配備	・ 小規模な災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき。	災害対策連絡室を4階会議室に設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策連絡室員 ・ 経営管理部全職員 ・ 経済建設部全職員 ・ 市民福祉部及び教育委員会の指定避難所開設担当職員 ・ 上記以外の管理職員
第三号配備	・ 相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき。	災害対策本部を3階会議室に設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部員全員 ・ 経営管理部全職員 ・ 経済建設部全職員 ・ 市民福祉部及び教育委員会の指定避難所開設担当職員 ・ 上記以外の管理職員及び係長級職員
第四号配備	1. 大規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき。 2. 有田市に大雨、暴風、高潮等、いずれかの特別警報が発表されたとき。	災害対策本部を3階会議室に設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員

イ. 地震災害時の配備

配備区分	配備時期	配備内容及び体制
地震一号配備	震度4の地震を観測したとき	災害対策準備室を4階会議室に設置 ・災害対策連絡室員 ・経営管理部管理職員及び防災安全課全職員 ・経済建設部管理職員、建設課及び都市整備課全職員
地震二号配備	震度5弱の地震を観測したとき	災害対策連絡室を4階会議室に設置 ・災害対策連絡室員 ・経営管理部及び経済建設部全職員 ・上記以外の管理職員全員
地震三号配備	震度5強の地震を観測したとき	災害対策本部を3階会議室に設置 ・災害対策本部員全員 ・経営管理部及び経済建設部全職員 ・上記以外の管理職員及び係長級職員
地震四号配備	震度6弱以上の地震を観測したとき	災害対策本部を3階会議室に設置 ・全職員

※ただし、津波注意報が発令された場合は、津波警戒配備体制を併用する。また、(大)津波警報が発令された場合は、(大)津波警報配備体制に移行する。

ウ. 津波災害時の配備

配備区分	配備時期	配備内容及び体制
津波警戒配備	和歌山県の予報区名に津波注意報が発表されたとき。	災害対策準備室を4階会議室に設置 ・ 経営管理部管理職員、防災安全課及び秘書広報課全職員 ・ 経済建設部管理職員、建設課及び都市整備課全職員
(大) 津波警報配備	和歌山県の予報区名に津波警報及び大津波警報が発表されたとき。	災害対策本部を3階会議室に設置 ・ 全職員

※東海地震の警戒情報が発令されたときは、防災安全課で対応

(5) 災害対策本部の事務分掌

事務分掌はおおむね次のとおりであるが、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議において、その都度定める。

ア. 各部に共通する事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部の職員の配置に関する事。 ・ 災害対策本部及び各部間の連絡調整に関する事。 ・ 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関する事。 ・ 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・ 他部の応援に関する事。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

イ. 各部の事務分掌

部名	部長 副部長	班名 (班長) 担当課	事務分掌	編	章	節
総合調整部	部長 経営管理部長 副部長 防災安全課長	本部班 防災安全課長 防災安全課 経営企画課 出納室	1. 本部設置及び運営に関する事	2	1	—
			2. 各部が実施する防災対策の総合調整に関する事	4	2	—
			3. 防災関係機関との連絡調整に関する事	4	3	—
			4. 各部の災害情報、被害情報、応急対策報告の取りまとめに関する事	4	4	—
			5. 自衛隊、県赤十字特別救護隊等の派遣要請に関する事	3	15	1
				3	17	—
				4	15	1
				4	17	—
			6. 本部会議に関する事	2	1	—
			7. 災害情報、気象情報等の収集伝達に関する事	3	1	—
				4	2	—
			8. 防災行政無線の管理運用に関する事	3	1	4
				4	2	4
		9. 自主防災組織等との連絡調整に関する事	3	4	2	
			4	5	2	
		10. 避難情報の発令に関する事	3	4	2	
			4	5	2	
			6	3	3	
		11. 災害対策の予算に関する事	3	20	—	
			4	20	—	
		12. 応急対策物品の購入に関する事	3	4	—	
			4	5	—	
		13. 救援金の受入及び配分に関する事	3	4	12	
			4	5	12	
		広報班 秘書広報課長 秘書広報課 議会事務局	1. 広報に関する事	3	1	4
				4	2	4
			2. 報道機関との連絡調整に関する事	3	1	4
4	2			4		
3. 外国人に対する情報提供に関する事	3		1	4		
	4		2	4		
4. 災害の記録に関する事	3		1	2		
	4		2	2		

第1編
第2編
第3編
第4編
第5編
第6編
資料編

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

部名	部長 副部長	班名 (班長) 担当課	事務分掌	編	章	節
総合調整部	部長 経営管理部長 副部長 防災安全課長	総務班 総務課長 総務課 税務課	1. 職員の動員及び調整に関する事	3	4	—
				4	4	—
			2. 職員の給食に関する事	3	5	3
				4	6	3
			3. 他市町村、関係機関、団体に関する協力等の応援要請に関する事	3	15	—
				3	19	—
				4	15	—
				4	19	—
				6	2	2
			4. 応援及び派遣職員の執務環境及び健康管理に関する事	3	4	2
				4	5	2
			5. ボランティア活動に係る連絡調整、活動状況の把握に関する事	3	15	1
				4	15	1
			6. 情報システムの保安管理に関する事	3	12	1
				4	12	1
7. 被災者支援システムに関する事	3	4	14			
	4	5	14			
8. 庁舎の被災状況に関する事	3	1	2			
	4	2	2			
9. 来庁者の避難誘導・救護に関する事	3	4	2			
	4	5	2			
10. 自動車の配車に関する事	3	16	3			
	4	16	3			
11. 燃料の調達に関する事	3	16	3			
	4	16	3			
12. 緊急通行車両確認証明書の申請に関する事	3	16	3			
	4	16	3			
13. 住家被害認定調査に関する事	3	4	13			
	4	5	13			
14. 被害状況の現地調査に関する事	3	1	2			
	4	2	2			
15. 住民等からの電話対応に関する事	3	1	4			
	4	2	4			

部名	部長 副部長	班名 (班長) 担当課	事務分掌				第1編
				編	章	節	
衛生救護部	部長 市民福祉部長 副部長 福祉課長	福祉班 福祉課長 福祉課 高齢介護課 こども課	1. 各種福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。	2	16	—	第2編
				3	4	2	
				3	4	14	
				4	5	2	
				4	5	14	
			2. 身元不明の遺体に関すること。	3	4	11	
				4	5	11	
			3. 生活保護世帯の被害調査及び援護事務に関すること。	3	4	14	
				4	5	14	
			4. 被災者台帳、行方不明者名簿、遺体処理台帳、埋葬台帳の作成に関すること。	3	1	4	第3編
				3	4	11	
				4	2	4	
				4	5	11	
			5. 災害救助法の適用申請に関すること。	3	4	1	
				4	5	11	
			6. 生活再建支援法に関すること。	3	4	14	第4編
4	5	14					
7. 災害弔慰金に関すること。	3	4	10				
	4	5	10				
8. 生活福祉資金等に関すること。	3	4	10				
	4	5	10				
9. 社会福祉施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。	3	4	14	第5編			
	4	5	14				
10. 応急救助食品・衣料品等の調達配分に関すること。	3	4	5				
	4	5	5				
11. 要配慮者の安否確認及び保護に関すること。	3	1	4				
	3	4	2				
	3	4	7				
	4	2	4				
	4	5	2				
	4	5	7	第6編			
12. 災害救助法による物資供給事務の総括に関すること。	3	4	5				
	4	5	5				
13. 救援物資の受入及び配分に関すること。	3	4	2				
	4	5	2				
14. 指定避難所の開設、運営に関すること。	3	4	2	資料編			
	4	5	2				
15. 福祉避難所に関すること。	3	4	2				
	4	5	2				
16. 保育所の保全及び臨時保育所の開設に関すること。	3	13	4				
	4	13	4				
17. 保育園児等の避難及び安否確認に関すること。	3	13	4				
	4	13	4				
18. 入浴施設の設置及び管理に関すること。	3	4	2				
	4	5	2				

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

部名	部長 副部長	班名 (班長) 担当課	事務分掌	編	章	節
衛生 救護 部	部長 市民福祉部長 副部長 福祉課長	市民生活班 市民課長 市民課	1. 被災者の生活相談、苦情の受付に 関すること。	3 4	1 2	4 4
			2. 相談、苦情内容に応じた担当部への 仕分けに関する事。	3 4	1 2	4 4
			3. 女性に関する相談室に関する事。	3 4	1 2	4 4
			4. 指定避難所の開設、運営に関する 事。	3 4	4 5	2 2
			5. 罹災証明の発行に関する事。	3 4	4 5	13 13
		救護・防疫班 健康推進課長 健康推進課 保険年金課 総合行政委員 会事務局	1. 防疫対策及び消毒に関する事。	3 3 4 4	5 5 6 6	1 3 1 3
			2. 救護所の開設に関する事。	3 4	4 5	7 7
			3. 応急医療に関する事。	3 4	4 5	7 7
			4. 医薬品・その他衛生資材の確保に 関すること。	3 4	4 5	7 7
			5. 救護記録に関する事。	3 4	4 5	7 7
			6. 疾病・負傷者等の調査及び収容に 関すること。	3 4	4 5	7 7
			7. 医療機関及び保健所等への連絡に 関すること。	3 4	4 5	7 7
			8. 感染症予防に関する事。	3 4	5 6	1 1
			9. 被災者の保健対策・精神衛生に 関すること。	3 3 4	5 4 5	1 1 2 2
				3 4	5 6	3 3
				4 6	6 3	3 3

部名	部長 副部長	班名 (班長) 担当課	事務分掌	編 章 節			第1編
				編	章	節	
衛生 救護部	部長 市民福祉部長 副部長 福祉課長	環境班 生活環境課長 生活環境課	1. 避難所等におけるし尿処理に関する こと。	3 4	5 6	2 2	第2編
			2. 遺体の収容、安置、処理、埋火葬に 関すること。	3 4	4 5	11 11	
			3. 他市町での死亡者の遺体引取に関す ること。	3 4	4 5	11 11	
			4. 有害物質の性状検知及び発生源の探 求に関すること。	3 4	4 5	11 11	
			5. 災害廃棄物の収集、処理、処分に 関すること。	3 4	5 6	2 2	
			6. 死亡獣畜（犬・猫）の収集・処理に 関すること。	3 4	5 6	4 4	
経 済 建 設 部	部長 経済建設部長 副部長 建設課長	産業班 産業振興課長 産業振興課 有田みかん課 ふるさと創生 室	1. 船舶の確保に関すること。	3 4	16 16	3 3	第3編
			2. 被害農家等の経営及び応急技術指導 に関すること。	3 4	7 8	1 1	
			3. 家畜の伝染病予防及び防疫に関す ること。	3 4	5 6	1 1	
			4. 炊き出しの実施に関すること。	3 4	4 5	3 3	
			5. 食料の調達及び斡旋に関すること。	3 4	4 5	3 3	
			6. 旅行者の安全確保に関すること。	3	10	—	
							第4編
							第5編
							第6編
							資料編

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

部名	部長 副部長	班名 (班長) 担当課	事務分掌	編	章	節
経済建設部	部長 経済建設部長 副部長 建設課長	建設班 建設課長 建設課 都市整備課	1. 急傾斜地及び危険箇所等の二次災害防止に関する事	3	6	—
				4	7	—
			2. 災害応急復旧工事等に必要	3	7	1
				3	15	3
				3	16	3
				3	19	1
				4	8	1
				4	19	1
			3. 応急仮設住宅の用地確保及び建設・管理に関する事	3	4	6
				4	5	6
			4. 被災建築物応急危険度判定に関する事	3	4	13
				4	5	13
			5. 緊急輸送道路の復旧に関する事	3	6	—
				4	7	—
6. 交通規制に関する事	3	16	1			
	4	16	1			
7. 住宅の応急修理に関する事	3	4	6			
	4	5	6			
8. 災害復興計画の策定・復興対策に関する事	5	3	—			
消防部	部長 消防長 副部長 次長	総務班 消防総務課長 消防総務課	(連絡支援)			
			1. 消防職団員の召集、発令、対外応援要請に関する事	3	2	—
			2. 防災機関との連絡調整に関する事	4	3	—
			(庶務)			
1. 活動部隊の食糧、その他各種必要機材等の補給及び調達に関する事	3	2	—			
	2. 避難指示等の伝達及び誘導に関する事	3	4	2		
4		5	2			

部名	部長 副部長	班名 (班長) 担当課	事務分掌	編 章 節			第1編	
				編	章	節		
消防部	部長 消防長 副部長 次長	警防班 警防課長 警防課	(指揮) 1. 水・火災等警戒防ぎよの指導に関する こと。	2	7	—	第2編	
			2. 消防隊の運用に関する こと。	3	2	—		
			3. 消防通信の運用及び保守に関する こと。	3	1	3		
			4. 応援部隊の誘導配置に関する こと。	3	19	2		
			4. 応援部隊の誘導配置に関する こと。	4	19	2		
		5. 救急、救助活動に関する こと。	3	3	—	第3編		
		4. 救急、救助活動に関する こと。	4	4	—			
		予防班 予防課長 予防課	(情報広報) 1. 予警報の発表、気象情報の受領、災 害情報の収集に関する こと。	3	1		1	
			3. 予警報の発表、気象情報の受領、災 害情報の収集に関する こと。	3	1		2	
			4. 予警報の発表、気象情報の受領、災 害情報の収集に関する こと。	4	2		1	
		2. 防災活動の記録及び報告、火災予防 及び原因(含損害)に関する こと。	4	2	2			
		3. 危険物施設の監視・警戒及び応急措 置の指導に関する こと。	3	11	1		第4編	
		4. 危険物施設の監視・警戒及び応急措 置の指導に関する こと。	4	11	1			
		水道部	部長 水道事務所長 副部長 水道課長	水道班 水道課長 水道課	1. 応急給水に関する こと。			3
4. 応急給水に関する こと。	4				5	4		
2. 広報・問い合わせ対応に関する こと。	3				1	4		
4. 広報・問い合わせ対応に関する こと。	4				2	4		
3. 水道組合への協力要請に関する こと。	3	4	4					
4. 水道組合への協力要請に関する こと。	4	5	4					
4. 水質管理に関する こと。	3	4	4					
4. 水質管理に関する こと。	4	5	4	第6編				
資料編								

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

部名	部長 副部長	班名 (班長) 担当課	事務分掌	編	章	節
教育部	部長 教育次長 副部長 教育総務課長	学校教育班 教育総務課長 教育総務課 学校給食センター長	1. 生徒・児童の避難に関する事	3	13	2
				4	13	2
			2. 生徒・児童の被害状況調査及び応急措置に関する事	3	13	2
				4	13	2
			3. 被災生徒・児童に対する学用品の貸与に関する事	3	13	5
				4	13	5
			4. 学校施設の管理に関する事	3	13	1
				3	13	2
				4	13	1
				4	13	2
		5. 学校の保健衛生に関する事	3	13	2	
			4	13	2	
		6. 指定避難所の開設、運営に関する事	3	4	2	
			4	5	2	
		7. 臨時避難所の開設に関する事	3	4	2	
			4	5	2	
		8. 自主避難者の受入に関する事	3	4	2	
			4	5	2	
		社会教育班 生涯学習課長 生涯学習課	1. 文化財の保護管理に関する事	3	13	6
				4	13	6
2. 指定避難所の開設、運営に関する事	3		4	2		
	4		5	2		
3. 臨時避難所の開設に関する事	3		4	2		
	4	5	2			
	4. 自主避難者の受入に関する事	3	4	2		
	4	5	2			
	5. P T A 等教育関係団体の協力要請に関する事	2	20	—		

ウ. 有田市立病院との災害応急対策協定による対策業務

有田市立病院	1. 医療計画並びに行動隊の動員計画に関する事	3	4	7
		4	5	7
	2. 入院患者等の避難誘導に関する事	2	19	—
		3. 救護情報の収集、報告及び記録、資料の作成並びに保管に関する事	3	4
	4		5	7
	4. 医師会との連絡調整に関する事	3	4	7
		3	5	1
		4	5	7
		4	6	1
	1. 収容所に救護収容された傷病者応急治療及び救護に関する事	3	4	7
		4	5	7
	2. 被災現地における傷病者の応急治療及び救護に関する事	3	4	7
		4	5	7
	3. 収容所及び被災現地に対する医療品及び診療材料等の補給に関する事	2	22	—
	4. 死亡確認及び遺体の検案に関する事	3	4	11
		4	5	11
	5. D M A T の派遣に関する事	2	22	2

第3節 風水害等災害時の動員計画

実施担当	全部班
計画方針	・市長（災害対策本部設置時は本部長）は、災害の規模・種類・被害発生の予想される時間等を検討し必要な防災活動を実施するため、事前に職員の配備体制の基準を定め、職員を動員する。

1. 動員配備

災害対策本部員は、部内を調整して必要な防災活動人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、職員の配備体制の基準について職員に対して周知徹底する。

また、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意し、災害応急対策の長期化による職員の負担を軽減するため、ローテーションを検討する。

（1）勤務時間内の伝達

災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるときは、総合調整部より庁内放送等を通じて災害対策本部員に伝達すると共に、庁内放送等を通じて職員に周知する。

なお、本部設置以前の配備体制については、その都度、危機管理監を通じ関係部長に伝達する。

（2）勤務時間外の伝達

職員又は警備員は災害発生情報を察知したときは①危機管理監 ②防災安全課長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係部長に連絡する。

関係部長は、配備指令を受けた場合、あらかじめ定めてある呼出し表により必要な職員を召集する。

2. 災害時における職員の注意事項

ア. 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

イ. 職員は、異常天候等の場合においては、ラジオ・テレビ等の気象情報に注意し、状況に応じて連絡を密にし、速やかに防災活動に従事できるよう努めること。

ウ. 職員は、勤務時間外・休日等において災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合、配備命令が無くても速やかにあらかじめ定められた場所に参集し防災活動を行うこと。

- エ. 配備命令を受けた職員は、迅速かつ確実な手段で所定の場所に参集して防災活動を行うこと。
- オ. 職員は、自身が担当する班が受け持つ防災活動だけでなく、必要に応じて他班の応援に参加する場合もあることから、他班の活動内容についても把握に努めること。

3. 人員（要員）不足の場合の措置

各班での災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、班の所属部内で余裕のある班から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、総合調整部長に次の応援内容を示して要請する。

- ア. 作業の内容、場所及び期間
- イ. 男女別の職員数、携帯品その他必要事項

第4節 地震・津波災害時の動員計画

実施担当	全部班
計画方針	・本市において、震度5強以上の地震（以下「大地震」という。）が発生した場合、防災関係機関は迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、関係機関が一体となった防災活動の推進を図る。

1. 市の動員体制

- ア. 市域に大地震が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置する。
- イ. 災害対策本部の機構及び運営については、「有田市災害対策本部条例」「有田市災害対策本部要綱」に定めるところによる。

2. 動員配備

市域に大地震が発生した場合は、地震3号配備体制による職員の動員配備を行い、災害対策活動を実施する。

また、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意し、災害応急対策の長期化による職員の負担を軽減するため、ローテーションを検討する。

（1）勤務時間内における配備

勤務時間内に市域に大地震が発生した場合は、本部長の指示により対策本部が庁内放送により配備体制を周知し、各部長及び副部長は職員の指揮監督にあたり、体制を確立する。

（2）勤務時間外における配備

勤務時間外に市域に大地震が発生した場合は、職員は、参集命令に関係なく自主的に勤務場所に参集し配備につくものとするが、交通機関の途絶、その他の理由により勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの出先機関・一時避難所・広域避難所に参集する。

参集した職員は、それぞれの責任者に参集報告をし、直ちにその指示に従い必要な業務を実施する。

職員の到着の報告を受けた責任者は、参集状況を把握して、速やかに災害対策本部に報告する。

3. 指定地方行政機関等の動員配備体制

市域に大地震が発生した場合は、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他防災上重要な施設の管理者等は、法令、それぞれの作成する防災業務計画又は震災に関する計画等に基づき各災害対策本部を設置し、震災時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、職員の動員配備を行う。

4. 災害時における職員の注意事項

- ア. 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
- イ. 職員は、異常天候等の場合においては、ラジオ・テレビ等の気象情報に注意し、状況に応じて連絡を密にし、速やかに防災活動に従事できるよう努めること。
- ウ. 職員は、勤務時間外・休日等において災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合、配備命令が無くても速やかにあらかじめ定められた場所に参集し防災活動を行うこと。
- エ. 配備命令を受けた職員は、迅速かつ確実な手段で所定の場所に参集して防災活動を行うこと。
- オ. 職員は、自身が担当する班が受け持つ防災活動だけでなく、必要に応じて他班の応援に参加する場合もあることから、他班の活動内容についても把握に努めること。

5. 人員（要員）不足の場合の措置

各班での災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、班の所属部内で余裕のある班から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、経営管理部長に次の応援内容を示して要請する。

- ア. 作業の内容、場所及び期間
- イ. 男女別の職員数、携帯品その他必要事項

第5節 防災施設等の整備

1. 施設・設備、資機材等の整備

(1) 消防施設等の整備

近年における災害の複雑化・多岐化及び大規模化または大震災時における同時多発火災に対処するため、消防組織及び施設の充実強化を図る。

- ア. 消防施設（設備の高度化等機能の強化）
- イ. 消防部隊（人員・車両等資機材の増強）
- ウ. 消防団（組織・人員・施設・装備の充実）
- エ. 救急救命体制（救急救命士の増員・市民に対する救急講習の実施）
- オ. 通信施設の多重化
- カ. 耐震性貯水槽、消火栓の整備促進
- キ. 道路の拡幅整備

(2) 水防施設整備

洪水、津波または高潮による災害に対処するため、県及び関係機関等と連携し、平常時から水位・雨量の観測施設、資機材、保管水防倉庫の整備・充実を推進する。

ア. 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、定期的に整備点検、補充を行う。

イ. 雨量、水位等防災気象情報

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、県及び関係機関等と連携し、観測施設の整備・充実と観測体制の整備を推進する。

(3) 地震・津波観測施設の整備

地震・津波に関する情報を的確に把握するため、県、関係機関等と連携し、観測施設の整備・充実と観測体制の整備を推進する。

(4) 市職員の防災資機材の整備

災害対応に従事する市職員の安全の確保及び作業の効率化を図るため、ヘルメットやライフジャケット等の防災関連資機材の整備を推進する。

第2章 防災まちづくり

実施担当	関係各課等
計画方針	・市をはじめ防災関係機関は、災害時における市民の安全を確保するため、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震化等により、災害に強い都市基盤を整備し、防災機能の強化に努める。

1. 市街地の整備

市は、災害による建物倒壊や火災の発生等による被害がより拡大するおそれがある老朽住宅密集市街地において、道路、公園、緑地等の防災関連施設の整備により、防災機能の向上及び住環境の改善を図り、住みやすく災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難路・避難地の整備、オープンスペースの整備、建築物の耐震・不燃化等により、地震に強いまちづくりを推進する。

2. 防災空間の整備

(1) 道路施設の整備

市管理の道路の防災対策については、道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、落石等危険箇所に対して必要に応じモルタル吹付工、落石防止網・防災柵工等の対策を緊急度の高い箇所から順次施すとともに、同じく国及び県管理の道路については、落石覆工、拡幅及び線形改良等を含めた事業を要請し、災害に強い道路づくりを推進する。

また、災害・緊急時の避難道路、輸送道路等を定め、防災上の道路の優先的な整備に努める。

なお、災害の発生が予想される場合、特に主要路線の注意すべき区間については、関係機関と協力して重点的に巡視し、警戒するとともに警察署と協議のうえ通行規制を行うなどの措置を講ずる。

さらに、以下の事項にも留意する。

ア. 集落を結ぶ道路における避難地への緊急道路の整備を進める。

イ. 豪雨により道路や橋梁等交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指すとともに、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(2) 公園の整備

公園等のオープンスペースは、災害時における避難場所、あるいは火災時の延焼遮断帯としての機能を有する。

このため、既設の公園は、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、夜間照明施設等、防災機能の追加または向上を推進し、防災環境の充実整備を図るとともに、新たに整備する有田市健康スポーツ公園については、災害対応トイレ、ソーラー照明、防災パーゴラ等の防災機能を備え、オープンスペースを利用した防災拠点となる防災公園として整備を推進する。

(3) 緑化の推進

「緑」の重要な供給源である公園の整備、延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

河川・海岸については、緑地の整備に努めるとともに、幹線道路についても沿道の緑化・保全を推進する。

(4) 火災の予防

地震による火災は、同時多発の危険性があるとともに、断水や道路の寸断等により消防活動に支障を来し、被害が拡大するおそれがある。また、東日本大震災による教訓として、津波による被害は水害だけではなく広範囲にわたる火災の発生が確認されている。

このため、市は、市民の防災意識の向上を図り、火気の取扱いに関する啓発や家庭への消火器具の普及等の出火防止・初期消火対策を推進する。

(5) 土砂災害の予防

集中豪雨や地震等により、急傾斜地等では土砂災害の発生が懸念されることから、被害を最小限に止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、災害危険地域の現状把握とパトロールの実施、市民への周知等の予防及び対策を推進する。

(6) 津波災害の予防

本市に至る津波は、地震発生後30分～40分で到達すると想定されている。

津波防災対策は、逃げる対策（ソフト対策）と避難を助ける対策（ハード対策）の双方を効果的に実施し、市民の理解と協力のもとに津波に強いまちを目指す。

なお、河北沿岸、河南沿岸部において、津波避難拠点地の整備を推進する。

(7) 防災関係機関・団体との連携強化

災害後の各種応急対策活動は、市と防災関係機関・団体が連携して実施することになる。

このため、防災関係機関・団体と連携した活動が適切に行えるよう、協定等の締結

や定期的な情報交換、防災訓練の実施等を推進する。

また、大規模災害時には多数の重機等が必要になると考えられることから、これらを所有する民間事業者（リース業者を含む。）との応援協定の締結にも努める。

第3章 自然災害の予防

第1節 河川等の整備

実施担当	建設課、防災安全課、産業振興課
計画方針	・市及び関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の破堤等により発生する洪水等の水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

1. 河川

本計画及び水防計画により、河川重要水防箇所を中心に、河川の改修及び水防施設の充実を図る。また、県における河川改修事業等による防災事業の実施を図り、水害の発生が予想される地区や過去に被害を被った地区について、災害予防に必要な措置を講じるよう努める。

(1) 河川・排水路の整備

本市の中央部を流れる有田川は、昭和28年の大氾濫後、護岸等の整備改修などの災害予防対策が進められているが、今後も県と協議し、護岸の更なる強化や、狭い支流部などの整備に努める。

また、他の中小河川については、県及び関係機関と協力して計画的な整備に努める。

【資料4 知事管理河川重要水防箇所個別調書】

(2) 水防施設の点検・整備

既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

(3) 水防資機材の充実・整備

円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材の充実に努める。

(4) 洪水浸水想定区域の周知及び警戒避難体制の整備

有田川については、県が作成した洪水浸水想定区域図をもとにハザードマップを策定し、関係地域への配布やホームページ掲載等により、市民に洪水浸水想定区域や避

難場所等を周知する。

ハザードマップ策定にあたっては、市民参加のワークショップ等の開催を通じて、洪水浸水想定区域図を基に、過去の浸水実績を考慮して避難場所等の検討を行うとともに、避難判断水位等の水位情報が持つ意味等の理解促進を図り、警戒避難体制の整備を進める。

2. ため池

ため池は、緊急用水として活用が期待できるが、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等により、決壊すれば農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも被害を及ぼすおそれがある。

このため、危険なため池については、令和2年度に防災重点農業用ため池に係る集中的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定された「和歌山県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、県と連携して計画的な改修、補強を進めるとともに、日常の点検、維持保全を図る。

警戒すべきため池（防災重点農業用ため池）等で決壊した場合、下流域に甚大な被害（生命・財産）を及ぼすため池については、ため池ハザードマップの活用、管理などのソフト対策を推進する。

3. 浸水予防

集中豪雨、高潮及び異常潮位などによる低地帯の浸水災害を防止するため、都市下水路や農村集落排水路の整備、樋門やポンプ場の設置が進められているが、今後も県に協力し、下排水路の整備やポンプ施設等の的確な管理を行い災害防止に努める。

第2節 土砂災害対策

実施担当	建設課、有田みかん課、防災安全課
計画方針	・梅雨期から秋季にかけての長雨や集中豪雨により、地すべりや土石流等が発生するおそれのある危険箇所への看板設置、地元市民への土砂災害危険箇所マップの配付等により、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及を図る。

地すべり、山くずれ、急傾斜地災害等の土砂災害予防に関する計画は、次のとおりとする。

1. 地すべり災害対策

地すべり災害対策については、警戒避難体制の確立を図る。

地すべり災害のおそれのある箇所について、逐次、地すべり防止区域指定地の指定、要配慮者利用施設及び避難場所等の公共施設に係る地すべり危険箇所における地すべり防止工事の重点的な推進を県に対し要請する。

【資料10 地すべり危険箇所一覧表】

2. 山地災害対策

最近の山地災害は、人家の裏山の崩壊及び山津波等が多発し、人命、財産等に多大の被害を与えている。

集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の修復促進等について、重点的かつ、危険度・緊急性の高い箇所から効率的に実施するよう県に対し要請する。

【資料8 山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）】

【資料9 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）】

3. 土石流災害対策

集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図る。

土石流危険渓流等土砂災害のおそれのある渓流や地区について、逐次、砂防指定地の指定、並びに要配慮者利用施設及び避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流における砂防事業の重点的な推進を県に対し要請する。

【資料6 土石流危険渓流一覧表】

4. がけ崩れ災害対策

集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図る。

急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害のおそれのある箇所の防災工事の推進を県に対し要請する。

特に、要配慮者利用施設及び避難場所等の公共施設に係る急傾斜地崩壊危険区域において、重点的に対策事業の推進を県に要請する。

【資料7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】

5. 土砂災害警戒区域等における対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された場合は、以下の対策を推進する。

ア. 指定区域内での規制

市は、指定区域における危険の周知、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限及び既存住宅の移転促進等の対策を推進する。

イ. 警戒避難体制等

市は、土砂災害に関するハザードマップを作成・配布し、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、土砂災害の防止対策の推進に努める。

市は、円滑な警戒避難が行われるよう、警戒区域ごとの土砂災害に関する情報、予警報の発表等に関する情報及び要配慮者利用施設等に対する情報の伝達方法、並びに救助に関する事項を定める。

市防災計画に名称が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制、避難誘導、避難確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施等を定めた避難確保計画を作成する。作成した計画を市に報告するとともに、計画に基づき避難訓練を実施する。市はその実施状況について、定期的に確認するよう努める。

ウ. 土砂災害警戒区域の指定状況

種類	警戒区域数	うち特別警戒区域数
急傾斜地の崩壊	128	125
土石流	74	69
地すべり	11	0

【資料11 土砂災害警戒区域一覧表】

6. 液状化対策

軟弱層が堆積している河川の流域地帯などでは、規模の大きな地震により液状化現象が起こる危険性が想定されるので、これらの情報を提供するとともに、市所有の建築物にあっては、速やかに点検し、必要な対策を検討する。

埋立地に立地する石油精製施設についても、液状化現象によるタンク・施設の破損等による油類・ガスの流出・漏洩事故等が発生することのないよう未然防止を第一に施設の安全管理に努め、万全を期するよう指導を継続する。

7. 孤立化等防止対策

土砂災害等により、交通網あるいは通信網が遮断され、孤立化する恐れのある地域では、災害時にあっても最低限の安全性を確保できるように、防災施設の整備、情報伝達システムの多重化による通信の代替性の確保を図るとともに、関係機関と連携して避難、救援活動に利用可能な主要避難路等の確保に努める。

また、孤立する恐れのある地域においては、平常時より備蓄の推進や地域の協力体制の確立等による地域防災力の強化に努める。

- (1) 1週間分（少なくとも3日間分）の食糧、飲料水、生活用品等の備蓄
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携した避難体制の確立
- (3) 住宅の耐震化（特に旧耐震基準による住宅）

第4章 海岸防災対策

実施担当	建設課、防災安全課、産業振興課
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・津波対策は、県が実施する新たな被害想定に基づく津波シミュレーションにより、沿岸市町と連携を図りながらソフト対策とハード対策の総合的な組合せを検討し、効率的に安全性の見込める重要箇所を絞った上で施設整備を計画する。・市は、これに必要な協力を行う。

(1) 護岸改修の推進

県に対して、護岸工事等の海岸保全施設の整備について、計画的に実施するよう要請し、津波や高潮による浸水被害の軽減に努める。

(2) 開口部対策の推進

県に対して、海岸施設の開口部について、開口部閉鎖円滑化のために陸こうのゲート化を要請する。

また、利用するとき以外は陸こうの常時閉鎖の実施について、市民に啓発を行う。

(3) 高潮対策事業の推進

防潮堤等の整備を推進するとともに、越流した水が長時間背後地に湛水し、被害が拡大するのを防ぐため、後背地の内水対策もあわせて検討する。

(4) 環境保全

湯浅湾沿岸一帯は、西有田県立自然公園に指定されており、景観に配慮した海岸保全に努める。

また、海浜に親しむ人々が増えており、市民だけでなく観光客も含めた災害時における安全性の確保を図る。

(5) 警戒避難体制の整備

津波災害時における最も有効な防災手段は早期の避難であるため、警戒避難体制の整備、避難場所等の指定・設定及び津波に対する知識の普及を行う。

【資料12 海岸重要水防箇所一覧表】

第5章 漁港・港湾防災対策

実施担当	建設課、産業振興課、防災安全課
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防波堤や防潮堤を粘り強い構造とする補強整備による多重防護、施設配置の工夫等により、災害の発生を防止・低減させる。 ・ 大規模地震等が発生した場合、全国及び県内からの救援物資・救援人員及び被災地からの避難者等の緊急輸送のため、耐震性を考慮した漁港・港湾施設を整備し、海上輸送の確保に努める。 ・ 漁港背後集落の狭隘な生活道路を改善し、緊急車両の進入の確保や、漁船等の流出による背後住宅への被害を防ぐ漁港施設の充実整備を図る。

1. 漁 港

市内にある5箇所の漁港のうち、箕島漁港（第2種漁港）については水産流通基盤整備事業等で、整備を進めているが、未だ十分とは言い難い現状である。

漁港の整備については、漁村地域の安全を確保するのみでなく、災害時に道路網が寸断された場合などの海上輸送ルートとして中枢機能を果たす拠点を確認するため非常に重要であり、今後より強固な施設整備に努める。

（1）漁港整備の推進

- ア. 漁村において、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防火施設等の防災安全施設整備等を行う。
- イ. 水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化、また漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱等の整備を行う。
- ウ. 海上輸送の拠点として、外部施設等重要な漁港施設について、耐震・耐津波を考慮した補強等を行う。
- エ. 津波により孤立が懸念される地域の漁港においては、災害時用臨時ヘリポートの整備を行う。

（2）津波避難対策の周知・啓発

漁港関係者、漁港施設の管理者や従業者、一般利用者（一時的な来訪者）に対して、津波の危険性及び津波避難対策等について周知・啓発を行う。

(3) 一般利用者の避難対策

漁港及びその周辺を訪れた一般利用者（一時的な来訪者）に係る災害発生時あるいは発生するおそれがある場合の避難誘導の実施体制等について検討を行う。

2. 港 湾

本市の初島町浜から宮崎町までの間は、国際拠点港湾和歌山下津港有田港区として、港湾区域を形成しているが、災害時の安全で確実な大量輸送機能等、港湾空間が有する防災上の特性を活かすため、有田川河口部右岸区域の護岸整備や、航路浚渫、女ノ浦地区等における海浜・海岸の適切な防災計画を推進する。

また、県の被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁を検討するとともに、必要に応じ、港湾施設が津波に対して壊滅的な倒壊はしにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。

第6章 道路防災対策

実施担当	建設課
計画方針	・道路施設のもつ使命の重要性に鑑み、災害時における被害の防止と軽減を図るため、これら施設の災害予防対策を推進する。

(1) 道路橋梁の維持補修

震災時における道路・橋梁機能を確保するため、所管道路・橋梁について危険箇所調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については補修等対策工事を実施する。

(2) 道路障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時における緊急物資輸送、救急・救助活動等の交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路における障害物除去用資機材を緊急に調達できる体制を整える。

(3) 市道の災害予防

道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について整備を推進する。

日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。

(4) 橋梁の損傷、劣化の点検

橋台、橋脚など橋梁の構造上重要な部材については、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、橋梁の劣化や損傷の有無を調査する。

第7章 火災予防対策

実施担当	消防本部
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。・大規模地震時に発生する火災を未然に防止するため、火災予防思想の普及並びに消防組織の確立と消防施設の拡充強化を推進し、市民の生命、身体及び財産の保護に万全を期する。

1. 火災予防の強化

ア. 消防法に定める危険物施設、防火対象物等消防対象物の立入査察をその用途等に
応じ計画的に実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険があ
る箇所の発見に努め、火災予防対策の指導を行う。

また、施設、設備及び消防用施設の耐震性の強化を指導する。

イ. 消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物にかか
る消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備の点検、火気の使用等の監督、収
容人員の管理、防災教育その他防火管理業務の実施を指導し、防火管理制度の推進
を図る。

ウ. 一般家庭に対し、住宅用火災警報器の設置、消火器の使用法、地震発生時の火
気器具の取扱等について指導を行い、市民等の自主的防火体制の整備を推進し、
火災の防止と消火の徹底を図る。

エ. 震災時に予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付火気使用設備器具
の普及徹底を図るとともに、LPガスボンベの転倒防止措置の徹底を指導する。

オ. 各種行事や火災予防週間の啓発活動等により、市民の防火意識の普及高揚を図る。

2. 出火防止・初期消火対策

火気その他の出火危険度のあるものを取扱う施設の管理者等に対しては、平常時から
危険物を安全に管理し、火災予防を徹底するよう要請する。

また、出火防止・初期消火体制を整備するため、以下の指導を行う。

ア. 学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、防火訓練の実施等について指導す
る。

イ. 火災発生の未然防止と発生した場合の早期鎮火の対策として、事業所等の自主防

災組織の育成強化及び火災時の対応に関する防火教育訓練を推進する。

ウ. 発災直後の出火以外にも、災害発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行う。

3. 消防力の強化

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）等に基づき、消防の組織体制の確立と施設設備の整備を図る。

（1）消防組織の確立等

- ア. 情勢に応じた消防本部、消防署の組織の強化
- イ. 消防の広域協力体制の強化

（2）消防体制の充実強化

地震発生時に起こることが予想される同時多発火災に備えるため、その施設、装備、活動資機材を充実し、強化する。

- ア. 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増設等により、消防力の充実強化を図る。
- イ. 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。
- ウ. 消防施設の管理点検を実施する。
- エ. 初期消火活動体制の強化を図る。

（3）消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防ぎょ活動など地域に密着した組織として、非常に重要な役割を果たしており、各種訓練や研修の実施により、団員の消防技術の向上を図るほか、車両・機材などの計画的な整備を図る。

4. 建築物の不燃化の促進

建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、建築確認申請時等において防火上の指導を行うなど、建築物不燃化への取組みを促進する。

5. 林野火災の予防

（1）気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることから、気象予警報を的確に把握し、出火防止に万全を期する。

(2) 巡回監視

林野火災の多発するおそれのある期間においては、巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び通報に努める。

特に、火災警報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

(3) 啓発運動の推進

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の啓発に努め、林野火災が発生しやすい時期（行楽シーズン、冬季等）を重点に、地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

第8章 建築物の安全対策

実施担当	関係各課等
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・市及び防災関係機関は、所管施設について、地震、火災等による建築物被害の防止及び軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震性・耐火性を保つよう配慮する。・民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震、耐火構造の普及に努める。

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に基づき、昭和56年6月1日施行の新耐震基準（建築基準法）以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

1. 公共建築物

市及び防災関係機関は、学校等の所管施設について、地震による建築物の倒壊等の被害防止及び軽減を図るため、建築物の地震に対する安全性の向上を図る。

とくに、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する市の施設、学校、病院等の公共建築物について耐震化を推進する。

ア. 公共建築物について、順次耐震診断を実施する。

その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

イ. 公共建築物の新築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

ウ. 建物の内部での被害防止対策として、書類棚等の転倒や物品の落下防止などの対策を実施する。

2. 民間建築物

ア. 特定建築物（一定規模以上の病院、大規模店舗等多数の人が利用する建築物）等の所有者に対して、建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及を図るとともに、耐震診断や耐震改修に関する知識の普及・啓発に努める。

イ. 県と連携し、建築物の耐震性強化のため民間建築物の所有者に対し、耐震診断・改修の必要性をPRし、診断・改修の促進を図る。

ウ. 昭和56年以前（旧耐震基準）に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設については、その施設の管理者等に耐震補強や改築等の実施を求めていく。

エ. 旧耐震基準により建築された住宅の耐震化を促進するため、市の木造住宅耐震化促進事業のほか、県の住宅耐震化促進事業（非木造及び現地建替を含む）による補助制度の活用等について、市民に周知する。

オ. 家具の転倒防止、ブロック塀・自動販売機等の転倒防止等、安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

3. 避難路沿いの建築物等の耐震改修の促進

地震により倒壊した建築物等が、津波からの円滑な避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、『津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（県条例平成24年第45号）』を活用するなど、必要に応じ避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

なお、ここでいう避難路とは、津波浸水区域内にある国道、県道、市道及びその他公共の用に供する道、及び同区域内から同区域外の避難先へ通じる道のこととする。

4. 台風時・豪雨時のための対策

市民に対して、台風時、豪雨時等における屋根瓦や雨戸、樋の補修・点検、テレビアンテナや塀等の耐風性強化等を啓発し、建築物の安全対策を促進する。

5. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

震災後は、直ちに地震活動等による災害の拡大を未然に防止するため、建築物及び宅地の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要がある。

そのため、県と連携し、県等との連絡体制、建築物及び宅地の危険度判定士の出動依頼及び命令系統等の出動体制を整備する。

また、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

6. 土砂災害警戒区域等での対策

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域のうち、特に土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為に対する許可制及び建築物の構造制限を実施する。

また、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対しては、移転等の勧告を行う。なお、勧告による移転者に対しては、住宅金融支援機構による融資等がある。

市は、県と連携し、土砂災害警戒区域内における新規住宅の立地抑制等、及び既存建

建築物の安全対策の実施に努める。

7. 罹災証明発行体制等の整備

罹災証明の発行を担当する衛生救護部市民生活班は、市民の生活再建を迅速に実施するために必要な罹災証明発行の円滑化を図るため、「被災者台帳」を作成する。

罹災証明発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討のうえ順次必要な整備を行う。

また、総合調整部総務班と衛生救護部福祉班は、被災住民に迅速かつ的確な対応が取れるよう、協定締結や事前協議等を行い、罹災証明発行事務に係る連携体制を確立する。

なお、罹災証明の速やかな発行に向けて、被災した住宅の被害認定を行う「住家被害認定士」の確保が必要となることから、県による養成事業（平成24年度～28年度）等を活用し、ノウハウを持った人材の育成を図る。

第9章 上水道施設の予防対策

実施担当	水道事務所
計画方針	・災害の発生に備え、水道施設の防災対策の強化を図る。 ・被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保する。

1. 施設の整備

上水道施設の耐震性、防災対策を強化し、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能とするために、必要な施設整備等を実施する。

また、耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の立地条件や老朽度合い等を含めた施設の再点検を行い、その結果に基づき目標年度を定め、順次計画的に防災事業を推進するよう努める。

なお、施設の耐震化については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」に基づいて耐震化を推進するとともに、管路における地質の状況の把握に努め、液状化しやすい地域等については、耐震性を考慮した整備計画設定に努める。

- ア. 水道施設について、優先度に応じて順次耐震化を進める。
- イ. 配水施設については平常時から巡回点検を行い、給水量及び水位等について記録し、災害時には、破損・寸断等の早期発見に努める。
- ウ. 平常時から給水タンク、給水車等の点検・整備に努める。
- エ. 清掃センターの井戸は平常時より点検・整備を行い、災害時に活用できるようにするほか、新たに小中学校に井戸を整備し、大規模災害時での水不足を補えるよう努める。

2. 資材の備蓄

被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄しておく。

3. 応急復旧体制の強化

- ア. 被害情報等の伝達設備の充実により、情報連絡体制を強化する。
- イ. 受水管の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- ウ. 関係協力団体との協定締結の推進により、協力体制を強化する。
- エ. 応急復旧活動マニュアル等を整備する。

オ. 管路図等の管理体制を強化する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第10章 文化財の防災対策

実施担当	生涯学習課、消防本部
計画方針	・市内の歴史的に価値の高い文化財を保存し、後世に伝えるため、現況を正確に把握し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進し、予想される災害から保護する。

- ア. 文化財の所有者または管理団体に対し、防災に関する適切な指導・助言を行うとともに、防災計画の立案、実施を指導する。
- イ. 市内の文化財パトロールを実施し、文化財の管理状況を調査するとともに、維持管理について文化財の所有者または管理団体に対し、勧告・助言・指導を行う。
- ウ. 毎年1月26日の「文化財防火デー」及び11月の「文化財保護強調月間」等の行事を通じて、広く一般市民に対しても文化財防火運動を推進するとともに、文化財の所有者等による防災訓練の実施と自衛消防組織の確立等を促進する。
- エ. 市が所有及び管理する文化財の災害予防のため、必要と認められる施設、設備の整備等、必要な措置を講じる。

【資料13 指定文化財一覧表】

第11章 危険物等施設の予防対策

実施担当	消防本部
計画方針	・危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理・保安措置を講じるとともに、保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

1. 危険物災害予防対策

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、消防法に規定されている危険物を取り扱う対象物の立入検査を実施し、適切な行政指導を行い、また、保安教育及び訓練の指導並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及の徹底を図る。

(1) 立入検査の強化

危険物施設に対し消防職員の立入検査を実施し、次の事項について行政指導を行い、災害を未然に防止する。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- イ. 危険物取扱者、危険物の運搬・積載の方法について検査
- ウ. 危険物施設の管理者、保安監督者の業務遂行について指導
- エ. 危険物の取扱等安全管理について指導

(2) 保安教育の実施

危険物を取扱う事業所の管理責任者、防災管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員はもちろんのこと、全従業員及び協力会社にいたるまで、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会及び研修会などの保安教育を実施する。

また、災害を想定した防災訓練や危険物安全週間等における保安啓発活動を実施する。

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ア. 自衛消防隊の組織化を推進し、特に震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- イ. 隣接する危険物を取扱う事業所の相互応援に関する協定締結を促進し、総合的な自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防力の整備

- ア. 消防機関は、化学消防車等消防機械の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。
- イ. 危険物事業所における消防資機材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資機材の強化を促進する。
- ウ. 危険物事業所の各種資機材の有効活用を図るため、消火技術の向上及び意識の高揚を促進する。

2. 高圧ガス（液化石油ガスを含む）災害予防対策

市及び関係機関は、高圧ガス（液化石油ガスを含む。）による災害の発生及び拡大を防止し、市民の安全を守るため、消防本部が行う保安規制・保安意識の啓発・自主保安体制の推進等の災害予防対策に協力する。

また、消防機関は、高圧ガス（液化石油ガスを含む。）を製造・貯蔵または取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、災害発生時の消火活動の障害とならないように指導する。

3. 火薬類・毒劇物災害予防対策

市及び関係機関は、火薬類の爆発、火災漏出等の火災を防止するため、消防本部が行う予防対策及び県が行う毒劇物の予防対策に協力するとともに、火薬類、毒劇物を業務として製造・貯蔵または取扱おうとする者に、次の災害予防対策についてあらゆる機会をとらえ指導するよう要請する。

- ア. 火薬類・毒劇物取扱所に対し、基準に適合する施設を維持させる。
- イ. 毒劇物によって、市民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときは、保健所・警察署または消防署に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- ウ. 毒劇物を大量に使用する業態及び特定毒物使用者等に対し、特に重点的に指導する。

4. 危険物輸送車両等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類等の車両による輸送中の事故、並びにこれらを積載した船舶事故災害の発生及び被害の拡大を防止し、市民の安全を守るため、市及び関係機関は、警察署並びに海上保安署が行う災害予防対策に積極的に協力する。

5. 放射性物質対策実施体制の整備

放射性物質取扱施設の事故発生等により、市内において放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、必要な防災体制を構築し、また、必要な情報提供体制を整備する。

6. 有害物質漏洩等災害予防対策

県が定めた「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に基づき必要な体制を整備する。

第12章 海上流出油災害の予防対策

実施担当	消防本部
計画方針	・海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着しまたは漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、県排出油等防除協議会等の関係機関と連携を図りながら応急措置を行う。

石油等の流出については、陸上施設から流出した場合と、タンカー等の事故により一度に大量のものが流出した場合が考えられるが、平成9年1月に発生した日本海でのタンカー沈没事故のように、季節・天候等の自然条件によっては、広域的な災害となり、環境上大きな問題にも発展する可能性が高い。

このため、事故発生の未然防止はもとより、万一発生した場合の被害拡大防止を図るため、県石油コンビナート等防災計画及び海上保安署等が実施する予防対策に、積極的に協力する。

市が行う応急措置は、以下のとおりである。

- ア. 流出油等の状況把握
- イ. 関係機関との連絡調整
- ウ. 防除資機材の調達
- エ. 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
- オ. 回収油等の保管

第13章 公共的施設等の予防対策

実施担当	各事業者
計画方針	・災害時における市民の安全を確保するため、土木構造物・施設の耐震対策などにより、公共的施設等の防災機能の強化に努めるとともに、ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

1. 通信施設

(1) 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。

また、地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- ア. 東海・東南海・南海地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ. 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的に取るべき行動に関する知識
- オ. その他必要とする事項

(2) 防災訓練

防災を円滑かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- ア. 災害予報及び警報の伝達
- イ. 非常招集
- ウ. 災害時における通信疎通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービスの運営を含む。）
- エ. 各種災害対策用機器の操作
- オ. 大規模地震発生時の災害応急対策
- カ. 電気通信設備等の災害応急復旧
- キ. 消防及び水防
- ク. 避難及び救護

(3) 防災訓練への参加

中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(4) 電気通信設備等に関する防災計画

ア. 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。

(ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

(イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

(ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

イ. 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。

(イ) 主要な中継交換機を分散設置すること。

(ウ) 大都市において、洞道(共同溝を含む。)網を構築すること。

(エ) 通信ケーブルの地中化を推進すること。

(オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

(カ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

ウ. 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ. 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(5) 重要通信の確保

ア. 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ. 常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ. 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(6) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ア. 非常用衛星通信装置
- イ. 非常用無線装置
- ウ. 非常用交換装置
- エ. 非常用伝送装置
- オ. 非常用電源装置
- カ. 応急ケーブル
- キ. 災害対策指揮車
- ク. 雪上車及び特殊車両
- ケ. 携帯電話サービスカー
- コ. その他の応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア. 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ. 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ. 災害対策用資機材等の広域運営

保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ. 食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ. 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下においては借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

(8) 設備事故の防止

ア. 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため定期的に電気通信設備の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

イ. 広報活動

社外工事による被加害事故防止のため、道路管理者等と緊密な連携をとるとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

2. 電力施設

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は電気事業の公共性に鑑み、施設の耐震性強化、通信設備の確保等、電力施設被害軽減のため、諸施策を実施し被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講じる。

ア. 社外機関との協調

イ. 防災教育

ウ. 防災訓練

エ. 電力設備の災害予防措置

(ア) 水害対策

(イ) 風害対策

(ウ) 塩害対策

(エ) 高潮対策

(オ) 雷害対策

(カ) 地盤沈下対策

(キ) 火災、爆発、油流出等の対策

(ク) 土砂崩れ対策

(ケ) 震災対策

オ. 施設及び設備の整備

(ア) 観測、予報施設及び設備

(イ) 通信連絡施設及び設備

(ウ) 非常用電源設備

(エ) コンピュータシステム

(オ) 水防、消防に関する施設及び設備

(カ) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備

(キ) その他災害復旧用施設及び設備

カ. 復旧用資機材等の確保及び整備

キ. 広報活動

3. 鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社は、鉄道施設における災害防止について、線路設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査し、災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行う。

- ア. 橋梁の維持、補修及び改良強化
- イ. 河川改修に伴う橋梁改良強化
- ウ. 法面、土留の維持及び改良強化
- エ. 落石防止設備の強化
- オ. 建物設備の維持、修繕
- カ. 電力、通信設備の維持、補修
- キ. 空高不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ク. 線路周辺的环境条件の変化による災害予防の強化
- ケ. 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- コ. 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- サ. その他防災上必要な設備改良

第14章 農林水産関係の予防対策

実施担当	有田みかん課、産業振興課
計画方針	・ 各種の災害から農林水産物、農林水産業施設の被害を未然に防止し、または最小限に食いとめるため、技術の普及・指導体制の確立など必要な措置を講ずる。

1. 農業対策

気象災害による被害の軽減を図るため、農業従事者への防災行政無線等による情報伝達システムの確立を検討する。

また、災害時の対処を円滑に実施するため、農業協同組合等関係機関と緊密な連携を保ち、防災農業技術等の指導を行う。

災害時における家畜伝染病その他疾病の発生予防及び蔓延防止のため、紀北家畜保健衛生所の協力を得て、平常時より注射、消毒等の指導を行う等、飼養管理、衛生管理の徹底を促進する。

2. 林業対策

災害時の対処を円滑に実施するため、森林組合等関係機関との協力体制を確立する。

治山については、常に降雨等の気象予報等に注意し、治山施設の巡回・点検、補強、補修等の必要な措置を講ずる。

林道は、側溝、暗きょ等排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や伐採の規制等、適正な対策を講ずる。

また、病虫害や有害動物の駆除等の効果的な防除を行い、森林の保全を図る。

3. 水産業対策

水産用施設等の災害発生を未然に防止するため、常に気象予報に注意し、これらの巡回・点検に努める。

また、防災知識の普及・啓発を行い、災害時の対処を円滑に実施するため、漁業協同組合等関係機関との協力体制を確立する。

第15章 防災行政無線等の整備

実施担当	防災安全課、秘書広報課
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・災害時における被害情報収集をはじめ、防災関係機関相互の通知、要請、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行う。・市民への的確な広報活動ができるよう、通信施設の整備・点検、通信手段の多重化・複数化を図る。

1. 防災行政無線等の整備

- ア. 防災行政無線の整備については、市役所にキーステーションを設け、市内全域に58箇所を拡声屋外子局を配置して、緊急時の市民への防災情報等の周知・伝達が可能となっているが、一層の拡充等に努めるとともに、更に災害現場等と直接連絡の可能な移動局網の整備を図る。
- イ. 地上災害の影響を受けにくい通信衛星を利用した、非常通信経路などの整備を検討する。
- ウ. 平常時から、県の総合防災情報システムを含め、各種無線機の機器の習熟、利用、訓練を行っておく。

2. 有線通信施設の整備

災害等発生により電話が集中し一般通話の規制が行われた場合でも優先的に利用できるよう、「災害時優先電話」をあらかじめNTTに申請し、通信連絡の確保に努める。

なお、公衆電話も災害時優先電話に準じた取り扱いになっており、集中時でも電話がかかりやすくなっている。

3. その他の通信手段

- ア. インターネット等の整備充実を図るなど、災害時通信手段の多様化を推進し、非常時の連絡体制の強化や情報収集の機動力の向上に努める。
- イ. 県、警察、JR、アマチュア無線資格者等と事前に非常通信時の協力体制について協議しておく。
- ウ. 大規模災害時の通信途絶が長期にわたることを考慮し、無線機等の通信手段を確保する。

4. 情報収集・広報体制の整備

(1) 情報収集

気象庁の防災情報提供システムによる情報及び関係機関等からの被害情報の収集体制の整備並びに職員の情報分析能力の向上を図るとともに、被害状況の収集について、郵便局、自治会等の組織との協力体制を確保する。

(「災害時における有田市と有田市内郵便局との相互協力に関する覚書」有田市内郵便局(平成12年3月1日))

(2) 広報体制

災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、市民に対して必要な情報を周知できるよう、体制及び施設、設備の整備を図る。

(3) 広報媒体

- ア. マスメディアの利用(和歌山放送局、ケーブルテレビ等)
- イ. 通信機器による広報(電子メールやインターネットの活用)
- ウ. 巡回等による広報
- エ. 自主防災組織等の住民組織の協力
- オ. チラシ、ポスター等による広報
- カ. 同報系無線による広報

(4) 緊急速報メール等の活用

より広範に、また確実に災害関連情報を伝達する手段として、各携帯電話会社の緊急速報メールや災害時伝言板等の仕組みを活用できるよう、各事業者とともに広報・PR機会の拡充を検討する。

第16章 物資確保体制の整備

実施担当	防災安全課、有田みかん課、産業振興課、建設課、福祉課、消防本部
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、応急対策活動を迅速に行えるよう、救助物資、資機材等の充実及び適正配置を図り、定期的に点検を行う。 ・必要物資が不足する場合に対処するため、他市町村、民間業者等との協定締結を推進し、緊急調達体制の確立に努める。 ・各家庭及び企業に対して、一週間分（最低でも3日分）の水や食糧、生活必需品の備蓄を推進する。

1. 食糧等及び生活必需品の確保

災害時における食糧等、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題であることから、市及び防災関係機関は、その確保体制の整備を図る。

また、併せて適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して、市有施設以外での備蓄（ところてん方式）も検討する。

注）ところてん方式とは、例えば一週間分の備蓄を行い、食糧等は消費期限が過ぎないうちに消費し、消費した分は補充するというを繰り返すことで、常に新しいもので一週間分の備蓄は確保しておくというもの。

（1）備蓄

災害時には、一時的に流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食糧等や生活必需品の確保が困難になることが予想される。

また、救助活動等、災害応急対策を円滑に実施する必要がある。

このような事態に備え、必要な食糧等、生活必需品及び資機材等の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。

なお、食糧の備蓄量については、災害発生後の3日間分を確保する（市：1日分、県：1日分、市民：1日分をそれぞれ確保する。）。市においては、3万食分の備蓄量を確保する。

備蓄品目・備蓄量の設定に当たっては、特に以下の事項に留意する。

- ア. 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえること。
- イ. 要配慮者や女性、子供など、様々な避難者のニーズに対応した物資を確保すること。

- ウ. 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めること。
- エ. 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳については、災害発生後の最初の一週間分（最低でも3日分）を備蓄すること。

また、住民及び事業所等に対しては、平常時から水や食糧等、生活必需品について最低限の備蓄を行っていくよう啓発するとともに、自主防災組織に対する補助を強化し、組織単位での備蓄を推進する。

さらに、各家庭においては、飲料水以外の水の確保として、浴槽への水の貯留等を行っておく。

（2）その他必要な物資

アレルギー対応物資や装具など、被災者の特性に応じた物資が確保できるよう、関係する事業者やNPO法人、各種グループ等と連携し、緊急時の情報伝達方法、物資の搬送方法などについて検討を進める。

2. 供給体制の整備

（1）民間業者との協定の推進

備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が不足することが予想される。

そのため、災害時における食糧、生活必需品の供給を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品及び資機材・燃料等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定の締結を今後も推進していく。

協定を締結した場合は、定期的に物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを随時行い、事情の変化に対応する。

【資料20 消防相互応援協定等の締結状況】

（2）広域相互応援体制の推進

大規模災害の場合、市の防災能力では対応することが困難となることが予想される。

そのため、県外を含め、広域の市町村と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

【資料20 消防相互応援協定等の締結状況】

（3）応援要請、供給体制の整備

物資の調達にあたっては、国の物資調達輸送調整等支援システムを活用する。

また、県、近畿農政局和歌山地域センター等への応援要請体制、物資の受入体制、物資の供給・炊出し実施体制等の整備を図る。

第17章 避難収容体制の整備

実施担当	防災安全課、福祉課、教育委員会、消防本部
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・災害時において、市民が安全かつ速やかに避難できるよう、風水害や地震・津波といった災害に応じて、適切な施設を避難場所として指定し、その整備を図るとともに、随時検討を加え、見直しを行う。・指定避難所及び指定緊急避難場所（風水害・津波）、避難路の周知徹底に努め、避難体制の整備を図る。

1. 避難先・避難所の選定、整備

(1) 避難先・避難所の選定

市は、避難路、避難場所、避難所等の指定及び整備並びに避難計画等避難誘導體制の整備を行い、災害から住民の安全確保を図るため、計画的な避難対策の推進を図る。

風水害・土砂災害・地震災害・津波災害等の危険から身を守ることを目的とし、災害時に備えて、平常時から災害に応じた避難場所等を指定しておくとともに、避難場所等の整備を図る。

■避難場所等の考え方

種 別	説 明
指定緊急避難場所	災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所で、市が指定するものをいう。
津波時避難目標地点	津波の危険から、緊急的に生命の安全を確保するための避難先をいう。
指定避難所	災害対策基本法第49条の7～9等に基づき、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市が指定するものをいう。
福祉避難所	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等であって、避難施設での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し、保護するところをいう。

(2) 避難路の選定

指定緊急避難場所や指定避難所等に通じる道路等で、住民避難の安全確保等を図るうえで特に重要な役割を担う主要幹線市道等を避難路として指定する。

なお、避難に際しては、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難経路を任意に選ぶものとする。 【資料14 有田市避難路図】

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

ア. 防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設または場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

【資料33 指定緊急避難場所一覧表】

イ. 想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。 【資料32 指定避難所一覧表】

ウ. 居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項

を居住者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

2. 避難誘導体制の整備

(1) 避難誘導体制

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、高齢者や障害者等の要配慮者（避難行動要支援者）に配慮し、集団避難が行えるように、民生委員や自主防災組織などと連携した体制づくりを図る。

(2) 避難施設管理者との協議

避難施設開設時、迅速で適切な対応がとれるよう施設の管理者と平常時から連携体制の強化や適切な鍵の管理の徹底に努める。

(3) 学校等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

3. 帰宅困難者への備え

平常時から、帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や交通事業者等との連携を強化し、各事業者において帰宅困難者を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

4. 広域避難への備え

災害時において、被災者の他地区への移送、並びに市や県の区域を超えた被災者の受入（広域一時滞在）について、他市町村の円滑な協力が得られるよう他市町村と相互協力協定等を締結するとともに、運送事業者との被災者移送に関する協定の締結、関係機関との連携の強化等により、協力体制の確立を図る。

また、他市町村からの受入手順、運営協力要領その他非常時の一時住居提供体制に関する事項、並びに他市町村への広域一時滞在の要請、被災住民の移送、広域一時滞在先での一時滞在用施設の運営等を円滑に行えるよう「広域一時滞在对策実施要領」を検討する。

5. 避難に関する情報の周知等

(1) 避難場所の周知

避難誘導標識の設置、避難施設の位置を示した地図（防災マップ）、広報紙の配布等を通じて、避難場所等の周知を図る。

(2) 避難に関する情報の周知

防災マップ、広報紙等を通じて避難に関する情報（避難方法等）の周知強化を図る。

6. 避難所運営体制の整備

(1) 管理・運営方法の決定

災害発生後、すみやかに管理運営体制を構築するため、あらかじめ避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法を定める。

(2) 避難者の自治体制の整備

避難所運営の円滑化を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに、あらかじめ避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定めた「避難所運営マニュアル」の更新を随時進める。

(3) 施設管理者の運営支援体制の整備

避難所の施設管理者に対し、あらかじめ避難所設置時の管理・運営への協力及び支援を依頼する。

第18章 緊急輸送体制の確立

実施担当	防災安全課、総務課、産業振興課、建設課
計画方針	・避難所への誘導、救助・救急、医療、消火、緊急物資・資材等の確保及び搬送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

1. 緊急通行車両の事前届出

(1) 緊急通行車両

ア. 緊急通行車両の通行確認

基本法第76条第1項の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行った場合は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行う。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

イ. 緊急通行車両の基準

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両であり、緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているもの。

ウ. 確認と標章等の交付

警察署長は、申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両による輸送活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、事前届出制度を活用し、確認手続きの省力化・効率化を図る。

市保有で、災害時に必要な車両について、既に事前届出済の車両については、緊急通行車両等事前届出済証を管理、保管し、新規購入等により新たに緊急通行車両に該当すると思われるものについては、その都度、有田湯浅警察署長を経由して県公安委員会に申請を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

2. 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、国、県、自衛隊等で構成される協議会により、隣接府県及び防災上の拠点となる施設等を結ぶ路線が位置づけられている。

市は、緊急輸送道路に直結し、市の防災上の拠点となる施設を連絡する路線として、主要幹線道路を緊急輸送道路の補完道路として指定する。

【資料15 緊急輸送道路図】

3. 輸送力の確保

(1) 車両の確保

災害時の輸送に使用する車両は、市保有の車両とする。

なお、不足する場合を想定し、事前に業者等と車両の提供について協議する等、車両の確保に努める。

(2) 多様な輸送手段の確保

あらゆる事態に対応できるよう、以下のような多様な輸送手段の検討、整備を図る。

特に、救援物資、救援人員、被災地からの避難者等の緊急輸送について、道路輸送が困難になる場合を想定し、海上輸送手段の整備を図る。

- ア. 自動車及びバイクによる輸送
- イ. 鉄道、バス等による輸送
- ウ. 船舶による輸送
- エ. ヘリコプター等による空中輸送
- オ. 人力等による輸送

第19章 防災訓練等の実施

実施担当	関係各課、消防本部
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に防災活動を円滑に実施するため、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立に重点を置く総合的な防災訓練を実施するとともに、市、消防団及び自主防災組織等の連携のもとに地域単位での各種防災訓練を実施する。 ・訓練の実施にあたっては、目的と必要性に応じて、市民主体型の訓練内容、実践的な訓練内容となるよう配慮する。

1. 防災訓練及び研修教育

(1) 防災訓練

職員の実践的な防災実務の習熟、関係機関の協力体制の強化、市民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織等の協力のもと、市単独または防災関係機関や各種団体、事業所等と合同して、計画的に災害を想定した次に掲げる訓練を実施する。

ア. 総合防災訓練

災害対策本部設置訓練、通信・情報伝達訓練（簡易無線の連絡通信訓練を含む）、広報訓練、津波避難図上訓練、津波避難訓練、土砂災害避難訓練、避難誘導訓練、避難所設置運営訓練、救助・救出訓練、救護所設置・医療救護訓練、防疫訓練、救助物資輸送配布訓練、初期消火訓練、水防訓練、応急給水訓練、応急炊出し訓練、その他必要な訓練

イ. 市職員の参集・招集訓練

大規模災害時や複合災害時において、迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、庁舎及び各施設の非常時の配備体制を確保し、職員の参集、非常招集訓練、指令伝達訓練、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を年1回実施し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

ウ. 防災訓練の留意点

防災訓練にあたっては、防災マップ等を活用するとともに、防災マップでは危険がないと想定された地域においても、揺れたらまず逃げるという意識、避難は徒歩で行うというルールを徹底することを目指した避難や、要配慮者に対する救出・救助訓練、自主防災会と民生委員等との合同訓練、事業所等の協力による訓

練、非常用電源設備を用いた通信連絡手段確保の訓練、協定を結ぶ各種事業者の参加による物資等の調達・配送訓練等、各地域の特性及び災害の態様等を十分に考慮するなど、実情に応じた訓練を実施する。

その他、要配慮者に十分配慮し、地域における支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

エ. 学校、病院、社会福祉施設等における防災訓練

児童・生徒、収容者、利用者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努める。

なお、東日本大震災では、津波の危険を察知した中学生の避難行動を見て地域住民が避難して助かった例があり、学校においては、学校施設での電気の付け方等の訓練や、被災後の避難所運営等についての対応訓練とともに、地域と一体となった避難行動の訓練にも努める。

(ア) 図上訓練

(イ) 通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、非常参集、その他訓練

(2) 防災研修

災害時における適正な判断力を養い、防災体制の確立など防災活動の円滑な推進を期するため防災教育を実施する。

ア. 職員に対する教育

(ア) 防災関係各種講習会の実施

(イ) 地域防災計画（防災活動マニュアル）等の研修会の実施

(ウ) 見学、現地調査等の実施

(エ) 他機関が実施する防災研修への参加

イ. 市民に対する教育

(ア) 防災関係各種講習会の実施

(イ) 災害時行動マニュアルの研修会の実施

第20章 防災知識の普及

実施担当	防災安全課、教育総務課、福祉課、消防本部
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・市職員の防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、企業等との関わりの中で防災知識の普及に努め、市民に対して積極的に防災情報を提供し、災害に対する正しい知識の普及・啓発を図り、災害時における適切な判断力の養成に努める。・その際、障害者、高齢者等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

1. 市職員に対する防災教育

全職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、市における防災体制の確立など防災活動の円滑に推進するため、次によりあらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の内容

- ア. 有田市地域防災計画における各自の任務分担に関すること。
- イ. 災害対策の現状と課題
- ウ. 災害の原因、対策等科学的・専門的知識に関すること。
- エ. 過去の主な被害事例に関すること。
- オ. 防災関係法令の運用に関すること。
- カ. 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

(2) 教育の方法

- ア. 講習会、研修会等の実施
- イ. 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ. 見学、現地調査等の実施

(3) その他の防災教育

- ア. 各課等に防災担当者を設置し、定期的な会議を開催し情報共有に努める。
- イ. 新規採用職員を対象とした防災研修を実施し、防災意識の高揚を図る。
- ウ. 防災士や重機等の資格取得を推進し、災害時の防災リーダーの育成に努める。

2. 市民に対する防災知識の普及啓発

(1) 普及啓発の内容

ア. 地震、津波に関する一般知識

(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体験しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があることなど、津波の特性に関する情報

(イ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の制度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

イ. 過去の主な被害事例

ウ. 避難場所安全レベルについての考え方や避難路に関する知識

エ. 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス等）

オ. 風水害対策、地震・津波災害対策の現状

カ. 平常時の心得（準備）

(ア) 食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等の家庭及び企業における備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い、最低でも3日分、目標は1週間分程度〕

(イ) 非常持ち出し品の準備

(ウ) 負傷の防止や避難路確保の観点から家具等の転倒防止、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策

(エ) 避難路及び避難場所及び所要時間の把握

(オ) 災害時の家庭内の連絡体制確保

(カ) 要配慮者の所在把握

(キ) 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得

(ク) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(コ) 自動車へのこまめな満タン給油

キ. 災害時の心得

(ア) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること

(イ) 災害情報等の聴取方法

(ウ) 停電時の処置

(エ) 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解

ク. 通信確保に関する事項

(ア) 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努める。災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

ケ. 地震・津波発生時の行動及び応急措置

(ア) 様々な条件下(家屋内、路上、車運転中等)で地震発生時にとるべき行動

(イ) 緊急地震速報、大津波警報、津波警報・注意報発表時や避難指示等発表時にとるべき行動

・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域市民の避難を促すこと。

・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報や津波注意報でも避難する必要があること。

(ウ) 初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

(エ) 近隣の負傷者、要配慮者の救助

(オ) 避難場所での活動

(カ) 市及び公共機関の防災活動に協力する。

コ. 住宅の耐震診断、家具固定及び必要な耐震改修の実施

サ. 緊急地震速報の正しい活用方法

(2) 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

ア. ラジオ、テレビ及び新聞の利用

イ. 市ホームページ、広報誌、広報車の利用

ウ. パンフレットの利用

エ. 映画、スライド等による普及

オ. 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

カ. 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、市民への配布

キ. 地震体験車の利用

ク. 県災害対応シミュレーションゲームの利用

ケ. その他

3. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世へ伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

4. 学校での防災教育

児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組みに努める。

- ア. 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- イ. 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- ウ. 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- エ. 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
- オ. 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- カ. 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

第21章 自主防災組織の整備

実施担当	防災安全課、消防本部
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における災害の未然防止や拡大防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であるが、大規模な災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、行政を中心とした組織的な対応が遅れることが予想される。そのため、市民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の育成を促進し、訓練等を通じて連携を深め、大規模災害に的確に対処できるよう技術の向上と組織の強化を図る。 ・ 多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、若しくは保有する工場、事業所等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故に備える。 ・ 災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域市民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。 ・ 地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

1. 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の内容

ア. 自主防災組織の単位

自治会等を単位とした自主防災組織の設立を推進する。

また、組織・育成にあたっては、女性の参加に努める。

イ. 自主防災組織の編成

総務班、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

ウ. 規約、防災計画等の策定

自主防災組織は、地域の規模、様態により、その内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び防災計画等を定めておく。

エ. 自主防災組織の活動

平常時の行動	災害時の行動
① 防災知識の普及及び高揚 ② 防災関係機関との連絡 ③ 訓練（消火、避難、給食・給水等）の実施 ④ 防災資機材の備蓄、保守管理 ⑤ 地域における危険度の把握 ⑥ 近隣の高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の所在把握 ⑦ その他防災対策	① 避難誘導（安否確認、集団避難、要配慮者への援助等） ② 救出・救助（資機材を使用した救出、負傷者の救護等） ③ 出火防止、初期消火 ④ 情報伝達（地域内の被害情報の収集、市への報告及び救援情報等市民への伝達） ⑤ 炊出し、物資の配送・分配 ⑥ その他災害応急対策活動

（2）自主防災組織の育成

自主防災組織は、市民が自主的に結成、運営する組織であるが、災害を未然に防止し、又は、被害を軽減するために果たす役割の重要性をふまえ、市は、啓発・指導・助言等を行い、結成促進、育成を図る。

ア．自主防災組織の必要性の啓発

講習会、防災行事、広報紙、インターネット（ホームページ）等により啓発活動に努める。

イ．既存組織の活用

現在、市民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合には、新しい組織に発展して行くよう市において積極的に指導する。

特に、自治会等の最も市民に関係のある組織を有効に活用し、自主防災組織の結成促進育成強化を図る。

ウ．活動の支援

自主防災組織に対して、防災に関する情報の提供、防災計画の作成、組織の運営、資機材の整備防災訓練等に対する指導、助言を行い、活動を支援する。

2. 事業所等による自主的防災体制の整備

多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する工場、事業所等においても、従業員・利用者の安全確保、地域に果たす役割といった観点から自主的防災組織の編成、災害時行動マニュアルの作成、防災訓練の実施、地域の防災訓練への参加等、地域市民と連携した防災活動が積極的に行われるよう、啓発・推進を図る。

3. 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる（災害対策基本法第42条第3項）。

市は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、市防災会議においてその必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める（災害対策基本法第42条の2）。

第22章 災害時救急医療体制の整備

実施担当	消防本部、市立病院
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における多数の負傷者の発生に備えて、消防本部における救急救助体制の整備を図る。 ・医師会、医療機関、市民の協力のもと、救急・救助、医療体制の整備に努める。

第1節 救急・救助体制の整備

消防本部等は、大規模災害時には同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救助・救急体制の充実強化を図る。

(1) 救助・救急用資機材等の整備

- ア. 救助資機材、情報通信体制の整備
- イ. 救急救命士の養成

(2) 講習会、訓練等の実施

- ア. 市職員、消防団員への応急救護講習会、訓練の実施
- イ. 学校、職場等での応急救護講習会の開催
- ウ. 自主防災組織、地域での応急講習会の開催

(3) 広域的な連携体制の整備

周辺地域との相互応援協定の締結を推進し、広域的な救急・救助体制の充実を図る。

第2節 応急医療体制の整備

和歌山県災害拠点病院である市立病院は、定期的に点検を行い現状を把握していくとともに、医薬品については販売業者と協議し、災害時の迅速かつ円滑な供給に努める。

また、他の医療関係機関とも連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、医療体制の整備、医薬品の確保に向けて薬剤師会との協定の締結等を行う。

(「災害時の医療救護についての協定書」有田市医師会(平成19年10月3日))

1. 救護体制の整備

(1) 救護所の設置

救護所を設置する場合の予定場所を次のとおりとし、災害発生の状況により、必要に応じて設置できる体制を整備する。

- ア. 集中して負傷者が出る地域
- イ. 学校等の保健室
- ウ. 避難場所
- エ. 市の公共施設
- オ. その他救護所の設置が必要な場所

(2) 連絡体制の整備

市は、県及び医療関係機関と連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(3) 搬送体制の整備

救護所から医療機関等への搬送においては、救急車等の搬送に利用できる車両が不足することも考えられるため、平常時よりタクシー会社等との協力体制を確立しておく。

2. 医薬品等の確保供給体制の整備

医療救護活動に必要な医薬品、輸血用血液製剤等について、備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、卸業者からの調達、県への要請等による確保・供給体制の整備を図る。

また、大規模災害時には相当数が必要になると考えられるトリアージタグについては、被害想定数を超える十分な数量を確保しておく。

3. 災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れ

市及び医療関係機関は、医療救護所における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法、並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れ手順を確立する。

4. 災害医療コーディネーターの設置

県は、災害時の医療体制を迅速割的確に構築するため、県災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを配置し、二次保健医療圏（有田市は有田保健医療圏）には地域災害医療コーディネーターを配置する。

このため、市は、以下のような体制を整備する。

- ア. 市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う災害医療コーディネーターを設置し、各コーディネーターとの連携体制を整備する。
- イ. 災害医療コーディネーターが、市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を整備する。
- ウ. 急性期以降についても、災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制を整備する。

第23章 避難行動要支援者（要配慮者）対策

実施担当	福祉課、防災安全課、秘書広報課、消防本部
計画方針	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における避難行動要支援者（要配慮者）等が災害に際して必要な情報を得ることや適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図るための体制を整備する。 ・平常時における各地域での市民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、避難行動要支援者（要配慮者）対策にもつながることから、市民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努める。

「要配慮者」（従来の災害時要援護者）とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などである。

「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者としている。

1. 避難行動要支援者（要配慮者）の把握・情報伝達体制の整備

- （1）自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じ、避難行動要支援者（要配慮者）等の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。
- （2）障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。
- （3）災害時において保育に欠ける児童があるとき、または保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

ア．保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育する。

ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できる。

イ．保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部または児童相談所に連絡して保護する。

- (4) 避難行動要支援者（要配慮者）の避難活動を円滑に行うためのマニュアルを作成する。
- (5) 避難行動要支援者（要配慮者）の相談窓口を設置する。

2. 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者（要配慮者）のうち、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

なお、名簿の作成・更新及び、外部への提供は、福祉課が行う。

名簿の作成や活用に当たっては、以下の点に留意し行う。

ア. 避難支援等関係者となる者

市関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

イ. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 身体障がい者手帳（1級・2級）の交付を受けている者
- (イ) 療育手帳（A判定）の交付を受けている者
- (ウ) 精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- (エ) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- (オ) 特定疾患医療受給者証を受けている者
- (カ) 小児慢性特定疾患医療受給者証を受けている者
- (キ) 災害時の支援が必要と認められる者

ウ. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。

なお、名簿の個人情報は、市が保有する情報を基本に登録し、その内容を市関係部署が管理する情報により確認する。

- (ア) 氏名、性別、生年月日
- (イ) 住所（または居所）
- (ウ) 電話番号その他の連絡先
- (エ) 避難支援等を必要とする理由
- (オ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

エ. 名簿の更新に関する事項

- (ア) 1年に1回更新する。
- (イ) 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
- (ウ) 名簿登録者が死亡、市外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。

オ. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため、市が求める措置及び市が講ずる措置

- (ア) 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止などの適正な管理を求める。
- (イ) 名簿を外部に提供する際には、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。

カ. 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。

キ. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、要配慮者（避難行動要支援者）について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

(2) 要配慮者情報の共有

要配慮者の個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図るとともに、避難行動要支援者名簿や要配慮者の登録情報等を活用して要配慮者に関する情報を収集し、必要に応じて共有化に努める。

3. 二次避難所（福祉避難所）の指定等

大規模災害が発生し、要配慮者を多数収容し保護する必要がある場合は、次の措置をとるものとし、平常時から協定締結等必要な環境整備を行う。

(1) 社会福祉施設への入所

特に介護を要する者から順次市内にある特別養護老人ホーム等社会福祉施設への緊急入所を要請し、一時的な保護を行い、介護など対象者に応じたきめ細かなサービス提供を行う。

なお、社会福祉施設においても、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

（2）二次避難所（福祉避難所）の指定

自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供するよう、一時的に一般の避難者とは別の要配慮者専用の施設及び必要なスタッフ確保により、二次避難所（福祉避難所）を予め指定する。

なお、指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

4. 社会福祉施設等の整備

（1）避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を作成し、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておく。

（2）避難場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期する。

（3）社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

（4）社会福祉施設等の充実化

ア. 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努める。

イ. 災害に備え、自家発電機等の災害時に必要なものの整備に努める。

ウ. 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努める。

エ. 災害に際し、地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努める。

オ. 耐震化については、特に、昭和56年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者施設は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災施設緊急整備事業を活用するなどにより、耐震化や改築等を進める。

（5）福祉施設との協定

市は、要配慮者の避難場所として、福祉施設との協定を結ぶ。

（6）災害時に特に配慮すべき事項

災害時においては、次の事項について要配慮者に十分配慮する。

- ア．各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難指示等の情報提供
- イ．自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ウ．避難行動要支援者名簿等の活用による居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見
- エ．条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- オ．避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- カ．生活必需品への配慮
- キ．食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ク．手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ケ．巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- コ．仮設住宅の構造、仕様について配慮
- サ．仮設住宅への優先的入居
- シ．仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ス．ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- セ．インフルエンザ等感染症の予防
- ソ．社会福祉施設等の被害状況調査
- タ．医療福祉相談窓口の設置

5. 外国人対策

市は、災害発生時に外国人が言語の不自由さで孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人や外国人観光客等に対し災害予防対策の周知に努める。

（1）在日外国人の把握

県と連絡調整のうえ、各地域に住む外国人について把握するよう努める。

（2）情報伝達体制の整備

外国人に対し、適切な情報を提供するため、また、各拠点の避難所に通訳ボランティアを派遣できるよう、外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努める。

（3）予防対策等

- ア．県が設置する和歌山県国際交流センター等と連携して、外国人に対する相談窓口を開設し、災害予防対策の相談に応じる。
- イ．外国人に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。
- ウ．通訳者等の確保やボランティア団体の協力により、外国人に対するサポート体制の強化に努める。
- エ．災害発生時、屋外において、外国人が迅速かつ安全に避難できるよう、標識・案内板等はローマ字・英文併記を原則に、標識等の整備を行う。
広域避難場所等の案内板については、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

6. 保険制度の事務処理対策

県、国及び関係機関（病院、地域包括支援センター等）と連携し、被災により被保険者証を紛失もしくは提示不可能となっても、本人確認等により必要な医療もしくは介護サービスを受けられる体制の整備を進める。

注）保険制度とは、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険制度のこと。

7. 要配慮者等の避難誘導體制の確立

本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、要配慮者等の所在等の把握に努める（避難行動要支援者名簿を活用する）。

また、要配慮者等の避難が円滑になされるよう、あらかじめ自治会や自主防災組織において、地域における要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努める。

第24章 文教対策

実施担当	教育総務課、福祉課
計画方針	・児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

1. 児童生徒等の安全確保対策

- (1) 東日本大震災において、児童生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、津波浸水のおそれがない学校等については、震度5弱以上の地震が発生した場合は、高台に一時避難し安全が確認された後に保護者へ引き渡すことを原則とする。
保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等で待機させることを基本とする。
- (2) 津波浸水のおそれがある学校等についても、震度5弱以上の地震が発生した場合には、安全が確認された後に保護者へ引き渡すことを原則とする。
保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等が浸水しなかった場合は安全が確認できる学校等、学校等が浸水している場合は予め学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機させることを基本とする。
- (3) 大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。
- (4) 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に伝えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）を整備するよう努める。
- (5) 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。
- (6) 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2. 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、予め指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア. 校区内の通学路について、警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、危険箇所を把握しておく。
- イ. 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
- ウ. 幼児の登退園時は、原則として個人またはグループごとに保護者が付き添うようにする。

(2) 登下校等の安全指導

- ア. 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
- イ. 通学路や通園路の危険箇所について、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
- ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第25章 ボランティア活動環境の整備

実施担当	防災安全課、総務課
計画方針	・行政や市民の対応能力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされることから、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努める。

1. 防災ボランティアとの連携

和歌山県防災ボランティア登録制度要綱等により、大規模な災害が発生した場合に、災害救援活動にあたる防災ボランティアを把握し連携体制を整備する。

2. 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、コーディネーターの育成、ボランティア組織間の連携、活動拠点の整備等活動しやすい環境を整備する。

また、防災ボランティア及び復興作業従事者の粉じんばく露防止対策として、現場に入る前に「石綿ばく露防止教育」を実施し、適切な防じん機能を有するマスクの使用を促す。

さらに、万が一、中皮腫、肺がんを発症したときのために作業従事記録を40年間保存する。

3. 受け入れ体制の整備

市、社会福祉協議会及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動が行えるよう、受入・活動の調整を行うための機関の設置、窓口の運営等について整備する。

ア. 社会福祉協議会及び関係機関と連絡調整の上、受入機関となるボランティアセンターを組織し、設置する。

イ. 社会福祉協議会は、市及び関係機関と連絡調整等を行い、受入機関となるボランティアセンターの運営等、活動計画を定めておく。

ウ. 災害時にボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるよう、ボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が積極的かつ活発に行われるよう住民意識の高揚を図る。

4. 人材の育成

市及び関係機関は、社会福祉協議会と連携を図り、市内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図るとともに、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

5. 発災時のためのボランティア協力

(1) 一般ボランティアによる協力

災害発生時には、次の事項につき協力依頼することになるため、社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとに、その内容を含め周知に努める。

- ア. 他の自主防災組織、ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
- イ. 災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力
- ウ. 出火防止、初期消火活動の協力
- エ. 救急・救助・救出活動、遺体の捜索等の協力
- オ. 災害ボランティアセンターの設置支援及び運営の協力
- カ. 避難所の開設と運営の協力
- キ. 給水・給食、生活必需品の配付及び物資拠点活動等の協力
- ク. 安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
- ケ. その他の応急復旧作業等の協力
- コ. 要配慮者の介護・看護補助
- サ. 帰宅困難者や旅行者等の土地不案内者への支援

(2) 専門ボランティアによる協力

災害発生時には、次に掲げる技能者につき協力依頼することとなるため、平常時から関係機関と連携して、災害時における協力内容、留意事項等について理解を求めておく。

- ア. 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士
- イ. 土木・建築技術者
- ウ. 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- エ. 教師、保育士、カウンセラー
- オ. 通訳（外国語、手話等）
- カ. 無線技士、各種機器の修理技術者
- キ. 自動車・重機の運転士
- ク. その他

6. 防災インストラクター制度の検討

市の地域特性を熟知し、災害対策の経験がある市職員OBや消防団員OB、専門的知識を有する者等を募集し、防災・減災活動にボランティアとして従事する防災インストラクターとして登録を行い、平常時防災知識普及活動、災害時の支援活動など、防災に関わる様々な活動を行う人材を確保する制度の創設について、検討を進める。

なお、主な活動は以下の事項が挙げられる。

- ア. 自主防災組織の活動方針、マニュアル作成支援
- イ. 自主防災組織の研修会における指導・助言
- ウ. 地区独自の防災マップ作成支援
- エ. 防災訓練への参加

第26章 業務継続計画の策定

実施担当	各課
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・大規模な災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施する。・災害時に、市内の事業者や団体が重要業務を継続できるよう、事業継続計画の策定・運用について支援する。

1. 市における業務継続計画及び受援計画等の策定

市は、大規模な災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、限られた行政資源をもとに業務を継続することのできる業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定を推進する。

また、迅速かつ的確な応急対策、復旧・復興対策を実施するためには国、和歌山県、関西広域連合等の多様な支援活動を適切に受け入れることが必要となるため、受援計画等を策定する。

2. 事業所等における事業継続計画の策定

事業所等は、災害時において重要事業を継続するため、事業継続計画の策定に努める。

市は、事業所等の事業継続計画の作成の普及啓発に努める。また、事業継続計画策定の普及啓発活動を通して、事業所等が防災体制の整備等を行うよう働きかける。

第27章 地震防災施設緊急整備計画等

実施担当	関係各課等
計画方針	<ul style="list-style-type: none">・ 県の策定した地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」等の推進を図る。・ 国の地震防災戦略及び和歌山県地震防災対策アクションプログラムに基づく計画策定に努める。

1 地震防災緊急事業五箇年計画

第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）の整備対象となる事業は、以下に示すとおりである。

- ア. 避難地、避難路
- イ. 消防用施設、消防活動用道路
- ウ. 緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、緊急輸送漁港施設
- エ. 共同溝等
- オ. 医療機関、社会福祉施設
- カ. 公立幼稚園、公立小中学校等の校舎・屋内運動場
- キ. 公的建造物（庁舎、避難所等）
- ク. 海岸保全施設、河川管理施設、ため池
- ケ. 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- コ. 地域防災拠点施設
- サ. 防災行政無線設備
- シ. 水・自家発電整備等
- ス. 備蓄倉庫
- セ. 老朽木造住宅密集市街地対策

2 地震防災対策アクションプログラム

南海トラフ地震等による災害に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することによる、安全で安心な地域の実現を目指して、国の地震防災戦略及び和歌山県地震防災対策アクションプログラムに基づき策定した「有田市防災対策アクションプログラム」の更新を随時進める。

(1) 予防・応急対策・復興の3つの目標

ア. 大地震に着実に備える。

(備えとしての予防対策を着実に実施する。)

イ. 災害発生時に迅速適切な対策を実施する。

(発災時に的確な応急対応を実施するため今から体制を整えておく。)

ウ. 復興を進め安全で安定した生活を構築する。

(復興をスムーズに進めるため今からできる準備をしておく。)

(2) 重点テーマ

ア. 津波対策の推進

イ. 耐震化と災害に強いまちづくりの推進

ウ. 防災意識の普及推進

エ. 地域の防災体制づくりの推進

オ. 行政の防災体制の強化推進

カ. 災害応急対策の推進

キ. 被災後の生活支援体制の充実

ク. 迅速確実な市民生活復興の推進

第2編 災害予防計画―目次―

第1章 防災体制の整備	1
第1節 組織体制等の整備	1
第2節 組織計画	2
第3節 風水害等災害時の動員計画	17
第4節 地震・津波災害時の動員計画	19
第5節 防災施設等の整備	21
第2章 防災まちづくり	22
第3章 自然災害の予防	25
第1節 河川等の整備	25
第2節 土砂災害対策	27
第4章 海岸防災対策	30
第5章 漁港・港湾防災対策	31
第6章 道路防災対策	33
第7章 火災予防対策	34
第8章 建築物の安全対策	37
第9章 上水道施設の予防対策	40
第10章 文化財の防災対策	42
第11章 危険物等施設の予防対策	43
第12章 海上流出油災害の予防対策	46
第13章 公共的施設等の予防対策	47
第14章 農林水産関係の予防対策	52
第15章 防災行政無線等の整備	53
第16章 物資確保体制の整備	55
第17章 避難収容体制の整備	57
第18章 緊急輸送体制の確立	61
第19章 防災訓練等の実施	63
第20章 防災知識の普及	65
第21章 自主防災組織の整備	69
第22章 災害時救急医療体制の整備	72
第1節 救急・救助体制の整備	72
第2節 応急医療体制の整備	73
第23章 災害時要援護者（要配慮者）対策	75
第24章 文教対策	81
第25章 ボランティア活動環境の整備	83
第26章 業務継続計画の策定	86
第27章 地震防災施設緊急整備計画等	87